※入所申込をされる前に必ずお読みください。

令和9（2027）年度

放課後児童クラブしおり



みよし市学校教育課

目 次

目次 1
1.放課後児童クラブとは 2
2.対象児童と保護者要件について 2
3.利用区分について 3
4.実施場所等について 3
5.開所時間について 3
6.休所日等について 4
7.入所の手続・入所承諾の可否について 4
8.提出及び添付が必要な書類について 5
9.申込スケジュールについて（予定） 6
10.入所取下げの手続について 6
11.保護者負担金等について 6
（1）保護者負担金
（2）保護者負担金の減免申請
（3）保険料
12.児童クラブへの通所とお迎えについて 7
13.病気やけがの対応について 8
14.欠席の連絡について 8
15.警報発令時等の利用について 9
（1）暴風警報及び風水害等への警戒レベル発表時における児童クラブの運営
（2）地震発生時における児童クラブの運営
（3）緊急不審者情報（引き取り）時における児童クラブの運営
（4）インフルエンザ等により学級、学年または学校閉鎖となったときの対応
16.中途退所、退所勧告について 11
17.退所の手続について 11
18.利用にあたってのお願い 11
19.民間放課後児童クラブについて 12

１．放課後児童クラブとは

児童が学校から帰った後、家庭や地域社会で健やかに愛護され育てられることが理想ですが、保護者の就労等の状況によっては、家庭での監護養育が難しい場合があります。放課後児童クラブはこうした家庭の児童を対象に自主活動、遊びを中心とした活動を通して健全な育成を図ります。主に、児童の保護及び遊び・自主活動等を通しての育成、支援を目的として、室内や戸外で遊ぶ、自主学習をする、班活動・行事を実施する、掃除をする、おやつを食べるといった活動を行います。

２．対象児童と保護者要件について

下校後、保護者等のいない市内小学校在学中の児童で、すべての保護者が次の保護者要件のいずれかに該当すると認められる家庭の児童です。

（1）対象児童

1年生から6年生までの市内小学校在学中の児童

（2）保護者要件

児童のすべての保護者が次の①から⑥のいずれかに該当すること。

① 児童の下校後、居宅外又は居宅内で労働することを常態（月15日以上又は月60時間以上で内職は不可）としていること。この要件を満たす育児休業中の者も含む。ただし、育児短時間勤務を取得している場合は、育児短時間勤務を取得しない本来の契約が月15日以上又は月60時間以上を満たしていても、育児短時間勤務取得後の勤務が月15日未満かつ月60時間未満の場合は対象外。

② 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し又は精神若しくは身体に障がいを有し、児童の保育が困難であること。

③ 長期にわたり、疾病の常態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護又は看護していること。

④ 妊娠中又は産後間もない期間であること。（児童クラブの利用は、出産予定日の6週間前の日が属する月の初日から出産後8週間の日が属する月の末日までの期間。多胎児については、14週間前の日の属する月の初日から出産後8週間の日までが属する月の末日までの期間）

⑤ 学校、職業訓練校その他専門学校において月15日以上又は月60時間以上就学していること。

⑥ 上記①から⑤までに類する状態にあると教育委員会が認めるもの。

※ 単身赴任等により児童と別居している保護者についても、住民票の異動の有無に関わらず保護者要件の対象としますので、就労証明書等の提出が必要です。

※ 令和9（2027）年度より、同一敷地内に住む70歳未満の祖父母は保護者要件から除外する予定です。

※ 令和9（2027）年度より、入所要件を満たすすべての児童を受け入れ予定です。

3．利用区分について

(1)通年利用

令和9(2027)年4月1日(木)から令和10(2028)年3月31日(金)

(2)長期休業期間のみ

ア 学年始休業(4月)

令和9(2027)年4月1日(木)から入学式の前日まで

イ 夏季休業 ※期間中を通じての申し込みになります。(7月のみ、8月のみの申込はありません。)

令和9(2027)年7月21日(水)から8月31日(火)まで

ウ 冬季休業 ※期間中を通じての申し込みになります。(12月のみ、1月のみの申込はありません。)

令和9(2027)年12月24日(金)から令和10(2028)年1月6日(木)まで

エ 学年末休業(3月)

令和10(2028)年3月25日(土)から3月31日(金)まで

4．実施場所等について

児童クラブ名	実施場所(予定)	所在地(予定)
中部児童クラブ	中部児童クラブ 市立中部小学校	三好町宮ノ越31−4 三好町宮ノ越31
北部児童クラブ	北部児童クラブ 市立北部小学校	福谷町坂上18−7 根浦町3-9-47
南部児童クラブ	市立南部小学校	明知町上細口27
天王児童クラブ	天王児童クラブ 市立天王小学校	三好町天王51−48 三好町天王51-75
三吉児童クラブ	三吉児童クラブ 市立三吉小学校	三好町半野木1−27 三好町半野木1−27
三好丘児童クラブ	市立三好丘小学校	三好丘7−1
緑丘児童クラブ	市立緑丘小学校	三好丘緑1−1−1
黒笹児童クラブ	市立黒笹小学校	黒笹いずみ3−26−1

5．開所時間について

(1)授業日は、各小学校の放課後から午後7時までです。お迎えは午後6時55分までに来所してください。

(2)長期休業日(春休み、夏休み、冬休み)、学校の行事等の代休日、土曜日及び祝日は、午前7時30分から午後7時までです。

なお、午前7時30分から午前8時までを開所準備時間とし、保育室内で児童を待機させることができます。

※ 土曜日及び祝日は、合同預かりとなる予定です。開所場所については、入所決定時にお伝えします。

※ 開所時間を守ってご利用ください。また、勤務終了後はすみやかに迎えにきてください。

※ 保護者の就労により利用できるものですので、保護者が勤務しない日及び勤務しない時間帯は原則児童クラブの利用はできません。ただし、夜勤明け等の事情がある場合は別途相談をしてください。

6．休所日等について

（1）休所日

・日曜日

・5月3日から5月5日まで

・8月13日から8月15日まで

・12月29日から翌年1月4日まで

※令和9（2027）年度から、土曜日は開所予定です。

（2）臨時休所

自然災害や感染症の流行状況により、臨時休所する場合があります。【「警報発令時等の利用について」参照】

（3）その他

学級閉鎖の場合、該当学級の児童は児童クラブを利用できません。

7．入所の手続・入所承諾の可否について

入所期間は原則として4月から翌年の3月まで又は長期休業期間中です。それ以外に保護者のやむを得ない理由がある場合は、特定期間のみの利用もできます。児童クラブへの入所を希望する保護者は、入所申込をしてください。

「2．対象児童と保護者要件について」に基づき入所の要件を満たしているか確認し、入所の可否を通知します。

（1）通年利用は、児童の安全のため原則在学校での児童クラブの入所となります。

（2）長期休業期間のみの利用は、在学校以外の学校にある児童クラブを選択することもできます。（ただし、保護者による送迎が必要です。）

（3）集団生活に不安を感じる場合（障がい・持病等を含む）、事前に学校教育課までご相談ください。面談をさせていただく場合があります。

（4）児童クラブではならし保育等の入所日以前からお預かりする制度はありません。

（5）通年（随時申込）を希望する場合は、入所希望日の3か月前から受付を開始します。

【通年（随時申込）の場合の入所日の目安】

申込書提出日	入所日
前月27日から当月10日まで	提出日の翌月1日
当月11日から当月26日まで	提出日の翌月15日

【例】
6月 5日提出⇒7月 1日入所
6月10日提出⇒7月 1日入所
6月15日提出⇒7月15日入所
6月26日提出⇒7月15日入所
6月28日提出⇒8月 1日入所

（6）長期休業期間のみ（随時申込）を希望する場合は、入所希望日の3か月前から受付を開始します。

受付締め切りは下記のとおりです。

利用を希望する長期休業期間	申込締め切り
令和9（2027）年度学年始休業	令和9（2027）年3月10日（水）
令和9（2027）年度夏季休業	令和9（2027）年6月10日（木）
令和9（2027）年度冬季休業	令和9（2027）年11月10日（水）
令和9（2027）年度学年末休業	令和10（2028）年2月10日（木）

（7）申請は、原則電子申請になります。（難しい場合は、紙でも可能）

※学校の職員室では申込書の配布・受付等を行っておりません。紙での申込用紙が必要な場合は、必ず学校教育課又は児童クラブにお越しください。

８．提出及び添付が必要な書類について

申請に必要な書類は下記のとおりです。　　※きょうだい分はコピーで提出可

【必須】

対象者	提出および添付が必要な書類	
全員	【電子申請の場合】 ・電子フォームに入力	【紙申請の場合】 ・入所申込書 ・ヒアリングシート ・入所申込チェックシート

【必須（該当する保護者要件の欄にある提出及び添付が必要な書類を提出）】

対象者	提出および添付が必要な書類
就労※	○外勤、育児休業等取得 ・就労証明書 ※単身赴任等により児童と別居している保護者についても、住民票の異動の有無に関わらず就労証明書の提出が必要です。 ○自営業【事業主】 ・就労証明書 ・確定申告書（第1表・第2表）または青色申告承認申告書の写し ○自営業【専従者】 ・就労証明書 ・事業主の確定申告書（第2表・収支内訳書）または青色申告決算書・青色申告専従者給与に関する届出書の写し 注：専従者欄に、当該保護者の氏名があること。
保護者の疾病・障がい※	・病気、病人等の看護、介護等の申立書 ・診断書（原本、または写しでも可）
親族の看護・介護※	・病気、病人等の看護、介護等の申立書 ・診断書（原本、または写しでも可）または状況がわかる手帳の写し （身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳等）
産前産後※	・出産予定申立書 ・母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日が記入してあるページ）
在学※	・保護者就学証明書 ・就学日及び時間がわかるもの（時間割等）の写し

※就労証明書等の有効期限は、発行日から3か月となります。

※提出書類の様式については、ホームページからダウンロードできます。

【該当者のみ】

ひとり親家庭※	児童扶養手当または遺児手当の受給がわかる資料 （上記に該当しない場合）離婚の受理証明書または戸籍謄本の写し
転入予定者※	・必要な添付書類（「売買契約書」「請負契約書」又は「賃貸契約書」等の写し） ※市内在住の親族宅で同居する場合は不要。

９．申込スケジュールについて（予定）

【令和9（2027）年度中の入所者 ※通年/長期休業のみ】

（1）申込期間

令和8（2026）年10月19日（月）から10月31日（土）まで

（2）結果通知

令和9（2027）年2月末までに通知予定

【令和10（2028）年度中の入所者 ※通年/長期休業のみ】

令和9（2027）年度中にお知らせ予定。

※ただし、上記は予定であり、都合により変更する場合があります。受付の都度、広報・ホームページにてお知らせします。

１０．入所取下げの手続について

入所決定通知を受領後、入所者側の理由で児童クラブ入所を取下げする場合は、入所開始日の1週間前（入所開始日が土曜日、日曜日の場合は金曜日）までに放課後児童クラブ取下げ届を提出してください。

入所開始日（通年利用の場合は4月1日）以降に取下げ届が提出された場合は、実際に児童クラブの利用がない場合でも保護者負担金が発生します。

１１．保護者負担金等について

保護者負担金は、児童クラブ利用の有無・多少にかかわらず、入所中は月額となります（実際に利用がない場合でも、退所届が提出される日の属する月まで保護者負担金が発生します）。なお、利用開始日が月初または退所日が月末でなくても、日割計算はいたしかねます。あらかじめご了承ください。

保護者負担金は次のとおりです。なお、おやつ（P11参照）、保険料（P7参照）は含みません。

（1）保護者負担金

区分	対象期間	保護者負担金 （入所児童1人につき）
通年利用	4月から3月（8月を除く）	5,200円/月※2
	8月	9,500円/月※2
長期学校休業日 （特定期間利用のみ）	夏季休業日 ※1	7月期 3,000円 ※2 8月期 9,500円 ※2
	冬季休業日 ※1	開所日数×500円（1日） ※2
	学年始・学年末休業日	

※1 原則、期間中通じての申し込みになります。月単位の申込はできません。

※2 児童クラブの利用の日数に関わらず、一律の料金となります。

〔保護者負担金の納付等〕

・保護者負担金は、申込いただいた口座から毎月月末に引き落としさせていただきます。ただし、月末が土・日及び祝日の場合は翌金融機関営業日、また、12月は25日の引き落としになります。

・長期学校休業日のみの利用者には、納付書をお渡ししますので、指定日までに市指定の金融機関でお支払いください。

(2) 保護者負担金の減免申請

次の項目に該当する場合は、保護者負担金減免の申請をすることができます。申請をしないと減免対象世帯であっても保護者負担金が発生します。申請は電子又は紙（学校教育課又は児童クラブにて配布）を提出。審査の結果は後日通知します。

①生活保護法による被保護世帯(単独給付世帯を含む)

②前年度分市町村民税が非課税となる世帯

③学校教育法による要保護者又は準要保護者の世帯

※注意※

・ 申請は年度ごとに行ってください。（令和9（2027）年度分の申請は、入所日以降です）

・ ②による申請で市に審査に必要な課税情報等がない場合は、追加で書類（非課税証明書）の提出が必要です。

・ 保護者負担金の減免は、申し出のあった日の属する月（認定が遡った場合は認定月）からとなります。

(3) 保険料

傷害保険料 800円（保険期間：令和9（2027）年4月1日から令和10（2028）年3月31日まで）

・ 児童クラブ利用中の受傷、または児童クラブとの往復途中での受傷などの不測の事故に対応するため、スポーツ安全保険に必ず加入していただきます。長期休業日のみ利用の場合も加入していただきます。ただし、同年度内の再入所の場合は不要です。

・ この保険は医療費を保障するものではなく、見舞金となりますのであらかじめご了承ください。

・ 保険加入料金は、保護者負担金とは別に納付していただきます。納付指定日までに市指定の金融機関でお納めください。入所承諾通知後、傷害保険に加入します。この手続以降に入所を取下げされても、保険料は納めていただきます。

・ 土・日・祝日に納付される場合は、市民情報サービスセンター「サンネット」をご利用ください。

１２．児童クラブへの通所とお迎えについて

(1) 通常の学校平常日

児童は下校集会後、児童クラブに支援員が連れて行きます。帰りについては保護者の迎えを原則とします。

(2) 長期学校休業日

自宅から児童クラブへの通所は保護者で送迎してください。小学生による送迎はできません。

(3) ファミリー・サポート・センター事業による送迎援助について

長期休業期間中等における開所時間前の預かりや、迎えが午後6時55分以降になる場合などは、児童クラブでは対応できません。送迎の援助が必要な場合は、『ファミリー・サポート・センター事業』制度があります。〈有料〉

詳しくは、「ファミリー・サポート・センター（℡・Fax（0561）34−2228 ）」まで、お問い合わせください。

(4) 『きょうだい下校』について

同じ小学校に在学のお兄さん・お姉さんがいる場合は、お兄さん・お姉さんの下校時間に合わせて『きょうだい下校』をすることができます。『きょうだい下校』は保護者の責任のもと、所定の手続をした後に実施が可能です。『きょうだい下校』の実施を希望される場合は、電子申請が必要となります。申請方法は入所後に児童クラブへお問い合わせください。

(5) 中学生・高校生のお兄さん・お姉さん、知人によるお迎えについて

中学生・高校生のお兄さん・お姉さん、知人の方がお迎えに来ることも可能です。お迎えをする可能性のある方は緊急連絡票に氏名・連絡先をご記入ください。（記載のない場合は、お迎え不可）

(6) 病児・病後児保育事業について

感染性のある疾病を発症した場合は通所できません。病気やけがの回復期にある児童又は回復期に至らない児童をお預かりができる制度があります。〈有料〉詳しくは、「ファミリー・サポート・センター（℡・Fax（0561）34−2228 ）」まで。

１３．病気やけがの対応について

（1）学校の保健室を利用することができないため、次の場合は保護者に連絡させていただきます。迎えに来られるまでは、児童クラブにて静養します。

・児童クラブ利用中に、発熱（37.5度以上の場合）、または身体に異常を確認した場合

・児童クラブ活動中にけがをした場合（簡単な応急手当は行います）

（2）薬の服用は放課後児童支援員ではいたしかねます。薬を服用する場合は保護者が児童にあらかじめご指導ください。また、他の児童の誤飲を防ぐため、薬を服用する場合や薬を持たせる場合は児童クラブへご連絡ください。

（3）感染性のある疾病を発症した場合は通所できません。通所を再開するには医師の診断が必要です。なお、治癒証明書や診断書は必要ありません。

１４．欠席の連絡について

利用計画表提出後の出欠席の変更は必ず学校と児童クラブに連絡してください。

（当日の変更は、正午までにお知らせください。入所児童本人の欠席申し出があっても、保護者からの連絡がない場合は安全のため児童クラブにてお預かりしますのでご了承ください。）

１５．警報発令時等の利用について

(1)暴風警報及び風水害等への警戒レベル発表時における児童クラブの運営

◆西三河北西部地域に暴風警報発令時

〈学校平常日〉

	警報	学校	児童クラブ	備考
登校前	午前６時までに警報解除	平常どおり	平常どおり	
	午前６時以降も警報が継続	休校	**全日休所**	
登校後	警報	学校	児童クラブ	備考
	登校後に警報が発令	**４時間目終了まで（給食前）に下校**	**休所**	
	登校後に警報が発令	４時間目終了後（下校） ⇒午後２時３０分までは学校待機	午後２時３０分以降開所	※利用予定児童のみ 欠席予定の場合は下校 **※早めにお迎えにきてください**

〈学校休業日・代休日・祝日・土曜日〉

	警報	児童クラブ	備考
登所前	午前６時３０分までに警報解除	通常どおり 午前７時３０分から開所	
	午前６時３０分以降に警報解除	解除の１時間後から開所	**※保護者が必ず送迎してください**
	午後１時以降も警報が継続	**全日休所**	
登所後	警報	児童クラブ	備考
	登所後に警報が発令	**発令以降の活動を中止**	**※速やかにお迎えにきてください**

◆みよし市の風水害等への警戒レベル発表時

〈学校平常日〉

	警報	学校	児童クラブ	備考
登校前	【警戒レベル３】 高齢者等避難	警戒レベルの状況による	学校の対応による	
	中学校区の行政区において 午前６時までに解除	平常どおり	平常どおり	
	※中学校区の行政区において 午前６時を過ぎても継続	**⇒学校が休校となった場合**	**休所**	
		⇒学校へ登校することとなった場合	平常どおり	
	【警戒レベル４】 避難指示 【警戒レベル５】 緊急安全確保	警戒レベルの状況による	学校の対応による	
	午前６時までに解除	平常どおり	平常どおり	
	市内において 午前６時を過ぎても継続	休校	**休所**	
登校後	警報	学校	児童クラブ	備考
	【警戒レベル３】 高齢者等避難	**保護者への引き渡し**	**休所**	※利用予定児童のみ 欠席予定の場合は下校 **※速やかにお迎えにきてください**
	【警戒レベル４】 避難指示	**保護者への引き渡し**	**休所**	
	【警戒レベル５】 緊急安全確保	**保護者への引き渡し**	**休所**	

〈学校休業日・代休日・祝日・土曜日〉

	警報	児童クラブ	備考
登所前	午前６時３０分までに 警報レベル３・４・５が解除	通常どおり 午前７時３０分から開所	**※保護者が必ず送迎してください**
	午前６時３０分以降に 警戒レベル３・４・５解除	解除の１時間後から開所	**※保護者が必ず送迎してください**
	午後１時以降も 警戒レベル３・４・５が継続	**全日休所**	
登所後	警報	児童クラブ	備考
	登所後に警報が発令	**発令以降の活動を中止**	**※速やかにお迎えにきてください**

※中学校の行政区は以下のとおり

（１）三好中・南中学校区（中部小・南部小・天王小・三吉小の児童が対象） 新屋・三好上・三好下・西一色・福田・好住・中島・平池 上ヶ池・明知上・明知下・打越・東山・山伏・莇生（一部）
（２）北中学校区（北部小・緑丘小の児童が対象） 莇生・福谷（一部）・高嶺・ひばりヶ丘・あみだ堂 三好丘緑・三好丘桜・豊田市大池地区
（３）三好丘中学校区（三好丘小・黒笹小の児童が対象） 福谷（一部）・黒笹・三好丘・三好丘旭・三好丘あおば

(2) 地震発生時における児童クラブの運営

地震等における児童・生徒の登所等について

災害・警報・避難情報等の種類 〔〕:気象庁による同レベルの警報・情報		児童・生徒の登所等について
地震への対応	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒、巨大地震注意)発表	① 登所する前に発表 ・市及びクラブから連絡があるまで自宅待機。 ② 登所後に発表 ・対応について市及びクラブから保護者へ連絡。
	○「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」については、特別な対応は行わない。	
	みよし市内で 震度5弱以上の地震が発生	① 登所する前に発生 ・市及びクラブから連絡があるまで自宅待機。 ② 登所中に発生 ・原則として登所時はクラブ、帰宅時は自宅へ向かう。 ・周囲の安全が確認できない場合、近くの安全な場所へ避難。 ③登所後に発生 ・保護者への引き渡しができる児童・生徒は帰宅。 ・保護者への引き渡しができない児童・生徒はクラブで待機。
その他	その他の災害に関する情報	情報の内容により、対応について市及びクラブから保護者へ連絡。

○留意点

(1) 開所を行う場合でも、登所することが危険な場合は、登所する必要はありません。

(2) 上記一覧表の対応を原則としますが、児童・生徒の安全が確認できない場合、開所を中止したり、クラブで待機にしたりするなど、上記とは異なる対応をとる場合もあります。その時は、きずなメールやハグノートで配信します。

(3) 緊急不審者情報(引き取り)時における児童クラブの運営

緊急不審者情報により、危険が見込まれる場合は、原則、児童クラブは休所とします。

ア 児童が児童クラブの利用中に緊急情報が出された場合

児童クラブの活動を中止とし、児童を保護者に引き渡すこととします。

イ 児童が在校中に緊急情報が出された場合

児童クラブは休所とします。

ウ 児童が在宅中(学校休業日)に緊急情報が出された場合

児童クラブは休所とします。

(4) インフルエンザ等により学級、学年または学校閉鎖となった場合の対応

ア 閉鎖期間の利用について

インフルエンザ等により、学級、学年または学校閉鎖となった場合は、閉鎖となった集団に所属している場合、閉鎖期間は児童クラブを利用することはできません。

イ きょうだいについて

きょうだいが閉鎖している学年・学級に所属していても、本人の学年・学級が閉鎖していない場合は児童クラブの利用が可能です。

ウ 引き渡しの日について

午後2時30分から児童クラブを開所します。

午後2時30分までの学校での引き渡しが難しい家庭については、児童クラブを利用できます。

１６．中途退所、退所勧告について

次の場合は利用できません。利用中にこうした事実が発生・判明した場合、特別な理由があると教育委員会が認めた場合を除き、退所していただきます。

（1）利用の対象となる要件を満たさなくなったとき（保護者の退職など）

（2）利用の申請等に関し、保護者に偽りその他不正行為があったとき

（3）利用を希望する児童が他の利用者及び支援員に危害を及ぼすおそれがあると教育委員会が判断したとき

（4）現状の支援員では対応できない児童の行為が認められるとき

（5）その他入所基準に該当しないと教育委員会が認めたとき

１７．退所の手続について

児童クラブを退所する場合は、退所をする月の末日までに電子申請または書類にて届出をしてください。書類の場合は児童クラブ退所届を学校教育課または児童クラブに提出してください。保護者負担金は、退所日の属する月まで発生します。

１８．利用にあたってのお願い

（1）連絡事項がありましたら、クラブ指定の連絡方法にてご連絡ください。

（2）長期学校休業日等で学校給食の無い日は、児童クラブへ弁当を持たせてください。夏季は保冷剤を使い、傷みにくいものを入れてください。なお、長期休業期間中に限り、市の弁当を注文することができます。

（3）おやつは、適切な量を密封できる容器や袋などに入れ、送迎時に翌日の分をお持ちください。学校へおやつの持ち込みはできません。 ※『きょうだい下校』をする場合は、児童クラブへご相談ください。

（4）飲み物はお茶のみ（夏季休業日はスポーツドリンクも可）持参させるようにしてください。ジュース類や炭酸類等は持たせないでください。

（5）持ち物には、消えないようにしっかりと名前を書いてください。

（6）下校後は教室への入室はできません。教室への忘れ物は、学校へお問い合わせください。児童クラブでは忘れ物の対応をいたしかねますので、ご了承ください。

※教職員の働き方改革により、当日中に学校が対応していただけない場合もあります。

（7）両親のどちらかが休日の場合は、クラブの利用はできません。

（8）児童の安全のため、児童クラブから児童だけで塾等へ行くことはできません。

（9）児童クラブで必要のないお金や玩具、携帯電話などは、持たせないでください。

（10）児童クラブの約束が守れない方は、退所していただく場合があります。

（11）家庭等との連携が大切ですので、気になる事は何でも結構ですので、支援員に気軽にお話しください。

（12）児童クラブの開・閉所等については、通所される児童クラブまたは学校教育課までお問い合わせください。

※学校へ問い合わせの電話はしないようお願いします。

１９．民間放課後児童クラブについて

民間の放課後児童クラブも開設されています。月額利用料及び利用料減免は公立児童クラブの保護者負担金と同じです（別途消費税や入会金などがかかる場合もあります）。詳細については、直接民間児童クラブへお問い合わせください。

【民間放課後児童クラブ】

クラブ名	実施場所	所在地	電話
キッズクラブ・クックバラ	ベル三好幼稚園内	三好丘4-1-4	36-8699
キッズクラブ・クックバラみよし	キッズハウスみよし	三好丘1-11-5	36-3131
エジソンハウス	桃山幼稚園内	西陣取山26-1	32-4443

お問い合わせ先

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地
みよし市役所 教育委員会学校教育課（庶務担当）
0561-32-8028（直通）（9:00～17:00）

一人ひとりの行動がみよし市の未来を彩る
AICHI MIYOSHI CITY SDGs